

「海外で戦争する国」にする 集団的自衛権の行使容認に反対します

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

【要望趣旨】

安倍内閣は、これまでの憲法の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を使用するものです。それは、海外での武力行使にたいする憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

この重大な転換を閣議決定で認めることは許されません。一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定です。

私たちは、憲法を破壊する集団的自衛権の行使容認に反対し、以下のことを求めます。

【要望事項】

- 一、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないこと。
- 一、日本国憲法第9条を守り、生かすこと。

氏名	住所

取扱団体●日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 〒540-0004 大阪市中央区玉造2-15-7 USビル2F

【お願い】お手数ですが、この署名は、最寄りの共産党事務所にお届けいただくか、下記にファックスしていただくようお願いいたします。日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 Fax 06-6764-9115

折り目

集団的自衛権の真相



米国の戦争のために

日本の若者が 血を流す

「戦争する国づくり」許さない

安倍政権が憲法解釈の変更で行使を容認しようとしている、集団的自衛権。「自衛」の名がついていますが、個別的自衛権とは大違い。日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力行使することです。

志位委員長が追及

首相は「限定的な行使」「必要最小限」と言って、集団的自衛権を小さく見せようとしています。真相は戦地に自衛隊を派兵し、「アメリカの戦争のために日本の若者の血を流す」ということ。国のあり方の大転換です。日本共産党の志位和夫委員長が国会質問で浮き彫りにしました。

(裏面に続く)



秋山収内閣法制局長官の答弁(2003年10月9日)
参議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

九条は、我が国自身が外部から武力攻撃を受けた場合における必要最小限の実力の行使を除き、いわゆる侵略戦争に限らず国際関係において

質問する日本共産党の志位和夫委員長
=5月28日、衆院予算委

日本共産党

近畿民報

2014年6月 No.1 (第155号)
発行/日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所

〒540-0004 大阪市中央区玉造2丁目15番7号USビル2F
Tel.06(6764)9111 Fax.06(6764)9115
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を発表しました。